

小牧市狭あい道路整備促進事業補助金交付要綱

〔令和5年3月31日
4小道第1848号〕

(通則)

第1条 小牧市狭あい道路整備促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、狭あい道路を拡幅し、整備するための後退用地等を市に寄附する場合に必要な測量及び登記を実施する者に対し補助金を交付することにより、安全で良好な生活環境及び災害時における安全の確保等の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により市の指定した道路であって幅員が1.8メートル以上4メートル未満のものをいう。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線(狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの(以下この号において「崖地等」という。)に沿う場合にあつては、当該崖地等と狭あい道路の境界線から道路側に水平距離4メートルの線)をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と道路後退線との間にある土地であつて、建築物、生垣、擁壁、地下埋設物その他これらに類するものがなく、道路として整備が可能な状態のものをいう。
- (4) 道路隅切り 狭あい道路が他の道路と交差し、他の道路に接続し、又は屈曲する場合において隅角部(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以下のものに限る。)を切り取った部分の土地(後退用地を除く。)であつて、斜長が3メートル以上のもの又は市長が一般交通の見通しを確保するために必要な範囲にあると認めるものをいう。

(5) 後退用地等 後退用地及び道路隅切りをいう。

(6) 分筆測量登記等 後退用地等を確定するために行う境界立会、確定分筆測量及び土地分筆登記等をいう。

(7) 狭あい道路整備促進事業 狭あい道路の拡幅及び整備を目的として後退用地等を市に寄附するために分筆測量登記等を行う事業をいう。ただし、小牧市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱（令和5年3月31日4小道第971号）第3条の規定による路線協議に係るもの及び小牧市請願道路整備要綱（令和5年3月31日4小道第1820号）の規定による拡幅整備に係るものを除く。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、後退用地等を市に寄附する者で、市税を滞納していないものとする。

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する狭あい道路整備促進事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないものとする。

(1) 自己の居住又は業務の用に供する目的以外で行うもの

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による開発行為の許可を受けるために行うもの又は許可を受けるために必要となる道路幅員の基準を満たすために行うもの。ただし、自己の居住又は業務の用に供する目的で当該許可を受けようとするものを除く。

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内で行うもの

(4) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立財団法人都市再生機構その他これらに類する者が行うもの

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する費用とする。

（補助金の額）

第7条 市長は、予算の範囲内において、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金として交付する。ただし、その限度額は、50万円とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を実施しようとする年度の11月30日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日までに狭あい道路整備促進事業補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 事業計画図(後退用地等の場所を明記したもの)
- (4) 補助対象経費に係る見積内訳書
- (5) 納税証明書(市町村税の滞納がないことが証明されているもの)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等の通知)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、狭あい道路整備促進事業補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、狭あい道路整備促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに狭あい道路整備促進事業補助金変更承認申請書(様式第4)を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。ただし、交付の決定を受けた補助金の額が変更とならない場合において後退用地等の形状及び寸法等の変更を伴わないものについては、この限りでない。

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書(様式第2)」とあるのは、「狭あい道路整備促進事業補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する狭あい道路整備促進事業補助金変更交付決定通知書は、様式第5によるものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請の取下げをしようとする者は、第9条第1項に規定する交付の決定の日から15日以内に狭あい道路整備促進事業補助金取下げ届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(権利抹消)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る後退用地等に抵当権、地上権、賃借権その他所有権の行使を阻害する一切の権利(以下「抵当権等」という。)があるときは、次条に規定する実績報告書を提出するときまでに当該抵当権等を抹消するものとする。ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業その他の公益的事業の認可等を受けた事業者が事業の目的のために設定した地役権又は地上権を除く。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに狭あい道路整備促進事業補助金実績報告書(様式第7)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 境界確定図

(2) 分筆完了後の公図の写し

(3) 分筆完了後の登記事項証明書及び地積測量図

(4) 後退用地等の分筆完了前後の全景写真(境界杭等が確認できるもの)

(5) 補助対象経費に係る請求内訳書及び領収書の写し

(6) 小牧市道路寄附受納取扱要綱(平成28年4月1日付け27小道第2143号)第11条に規定する土地寄附申出書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、第8条の規定による交付の申請を行った年度の3月31日(この日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日)又は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の確定)

第14条 市長は、規則第13条の規定により補助金の額を確定したとき

は、狭あい道路整備促進事業補助金確定通知書（様式第 8。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、確定通知書を受け取った日から起算して 20 日以内に狭あい道路整備促進事業補助金交付請求書（様式第 9。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助事業を実施した年度の翌年度の 4 月 30 日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して 30 日以内に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 対象となる後退用地等の敷地境界が確定しないとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) その他市長が補助金を交付することについて不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、狭あい道路整備促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10）により補助事業者に通知するものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。